

静岡県私立高等学校等奨学給付金助成事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、静岡県私立高等学校等奨学給付金助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく給付金の支給及びその他必要な事項を定めるものとする。

第2 対象者等の取扱い

要綱第3に定める対象者については、要綱に定めるほか次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 保護者等が単身赴任等で静岡県外に住所を有していても生活の本拠が静岡県内にあるときは支給の対象とするが、海外赴任等で日本国内に住所を有していないときは支給の対象としない。
- (2) 保護者等が静岡県内に住所を有していれば、高校生等又は保護者等が外国籍であっても支給の対象とする。
- (3) 基準日において休学している高校生等の保護者等は支給の対象としない。ただし、当該高校生等が休学により進級や卒業が延期されるおそれがなく、要綱第5に定める提出期限までに復学し、かつ給付金の申請をしたときは支給の対象とする。
- (4) 国内の高等学校等及び高等学校等専攻科に在学しながら海外に留学している高校生等（休学による留学を除く。）や海外において国内の広域通信制高等学校等の授業を受けている高校生等の保護者等にあつては、高校生等の住民票を元の住所に維持するなど、国内に住所を有していると認められる場合に限り支給の対象とする。ただし、住民票により国内に住所を有していることの確認が困難な者については、国内に本籍地を有していることが確認できれば、支給の対象とする。
- (5) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）及び高等学校等専攻科を卒業し又は修了した高校生等の保護者等は支給の対象としない。
- (6) 高等学校等に在学した期間（月の初日に在学した月を1月として計算）が通算して36月（高等学校・中等教育学校の定時制・通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は48月）を超える高校生等の保護者等は、支給の対象としない。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条に規定する補助の対象者（学び直しへの支援対象者）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）第3条に規定する補助の対象者（専攻科支援対象者）と認められる者についてはこの限りではない。
- (7) 別科の生徒や聴講生、科目等履修生である高校生等の保護者等は支給の対象としない。

第3 保護者等の所得確認

要綱第5の各号に規定する保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割を確認又は非課税であることを証明する書類は次のとおりとする。

- (1) 課税証明書又は次の納税通知書等

ア 給与所得者 勤務先以外からの収入がない場合は、毎年5～6月に勤務先から配付される給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書

- イ 個人事業者等 毎年6月に発行される市町村民税・道府県民税納税及び税額決定通知書
- (2) 前号に掲げる書類については、知事の指定する年度の書類の原本の提出を原則とするが、高等学校等就学支援金等の申請に使用した書類を利用し、学校長等が原本証明した場合はその写しの提出で差し支えないものとする。

第4 所得確認を行う保護者等

第3の規定により所得を確認する保護者等は次のとおりとする。

- (1) 高校生等に対して、民法(明治29年法律第89号)第818条で定める親権を行う者(以下「親権者」という。)とし、実質的な監護関係によって判断するものではない。ただし、親権者が(4)に該当し、高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者であるときは、当該親権者は保護者等に含めない。
- (2) 保護者等が未成年後見人の場合であって、民法に定める高校生等の扶養義務を負わない者であるときは、高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者等として取り扱う。
- (3) 高校生等に保護者等がない場合であって、高校生等本人の収入又は主として他の者の収入により生計を維持しているときは、当該収入の帰属する者を保護者等とする。

なお、高校生等が成年に達しているとき(未成年者であっても婚姻した場合は成年に達したものととして取り扱う。)は、保護者等がないものとして取り扱う。

- (4) ドメスティック・バイオレンスや児童虐待のため、接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や、失踪により接触することができない場合などやむを得ない理由により保護者等が両親であってその一方又は双方の証明書等が提出できないときは、申立書等の書類等により当該事情を明らかにすることで、主として高校生等の生計を維持している者又は高校生等本人の所得のみにより判断することができる。
- (5) 保護者等が両親でない場合(一人親の場合)は、その旨を証明する書類を提出することにより、当該保護者等の所得割をもって判断する。ただし、次に掲げる者が保護者等であって、高校生等本人の収入又は主として他の者の収入により生計を維持しているときは、(3)により保護者等とする者の所得により判断する。

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長

イ 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

ウ 法人である未成年後見人

エ 民法(明治29年法律第89号)第857条の2の第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人(民法に定める扶養義務を負わない者に限る。)

- (6) 高校生等が里親に養育されている場合や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)において養育を受ける場合には、高校生等本人の所得により判断する。ただし、親権者(高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く。)がいる場合又は里親が未成年後見人(扶養義務のある者に限る。)に選任されている場合は、当該親権者又は里親の所得により判断する。ただし、見学旅行費及び特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されている場合は支給しない。
- (7) 高校生等本人や保護者等以外の家族に所得がある場合であっても、当該所得は合算しない。

- (8) 所得要件の確認を行う保護者等は、基準日現在の保護者等とする。

第5 申請手続等

申請に必要な手続きは次に定めるとおりとする。

- (1) 静岡県内に設置されている高等学校等及び高等学校等専攻科に通学する高校生等の保護者等
- ア 本給付金による支援を受けようとする保護者等は、申請のために必要な要綱第5(1)で定める書類を、高校生等が在学する高等学校等及び高等学校等専攻科を通じて設置者に提出するものとする。
- イ アにより申請書類を受理した設置者は、申請内容を確認した後、不備がないと認められる場合は、各高等学校等分を取りまとめて県へ提出する(様式第1号及び第2号)。
- ウ イにより申請書類を受理した県は、申請内容の審査を行い、設置者に対し審査結果を通知するとともに、設置者を通じて保護者等に審査結果を通知する(様式第3号、要綱様式第3号又は第4号)。
- (2) 第5(1)以外の高等学校等及び高等学校等専攻科に通学する高校生等の保護者等
- ア 本給付金による支援を受けようとする保護者等は、申請のために必要な要綱第5(2)で定める書類を、県に直接提出することができる。ただし、静岡県外に設置されている高等学校等及び高等学校等専攻科においても、第5(1)による申請手続きを行うことができる。
- イ アにより保護者等から申請書類を直接受理した県は、申請内容の審査を行い、保護者等に審査結果を通知する(要綱様式第3号又は第4号)。

第6 生徒の親権者等であることを証明する書類の確認

第4(5)に規定する保護者等が両親でない場合(一人親の場合)におけるその旨を証明する書類とは、地方公共団体が発行する児童扶養手当受給者証の写し又は母子家庭等医療費受給者証の写し等により確認する。ただし、市町等で発行される課税証明書等に「ひとり親控除」を受けていることが確認できる場合は省略することができる。

第7 給付金の年額

要綱第3(4)エに規定する世帯において、申請者(親権者、生計維持者)と健康保険などで確認される扶養者が異なる場合は、原則、当該申請にかかる高校生等を除き、申請者(親権者、生計維持者)に扶養されていないものとみなして給付金の年額を算定する。また、扶養の考え方については、文部科学省の手引きの中で示すものに基づくものとする。

第8 支給方法

要綱第7(2)アに規定する振込による支給は口座振込依頼書(要綱様式第5号)により指定された口座に行う。

- 2 要綱第7(2)イに規定する高等学校等及び高等学校等専攻科への委任方法は委任状(要綱様式第6号)による。

第9 給付金の代理受領等

要綱第7(2)イの規定により、保護者等が給付金の受領を設置者に委任した場合、設置者は、静岡県私立高等学校等奨学給付金代理請求一覧表(様式第2号)を知事に提出の上、県から給付金を代理受領するものとする。

- 2 県は、設置者より、静岡県私立高等学校等奨学給付金代理請求一覧表(様式第2号)の提出を受け、奨学給付金の支給を決定した場合は、静岡県私立高等学校等奨学給付金代理請求結果一覧表(様式第3号)を設置者に送付するものとする。

第10 給付金との相殺

設置者は、給付金を代理受領した場合は、速やかに当該年度の授業料以外の教育に必要な経費と相殺するものとし、相殺した場合は、保護者等に通知するものとする。なお、相殺後に余剰額が生じた場合は、遅滞無く設置者から保護者等へ支給するものとする。

- 2 設置者は、給付金との相殺及び余剰額の保護者等への支給を行った際は、速やかに様式第1号及び静岡県私立高等学校等奨学給付金代理請求後支給一覧表(様式第4号)により知事に報告するものとする。

第11 生業扶助が決定されている世帯における取扱い

生業扶助が決定されている世帯においては、給付金を生活保護における生業扶助(高等学校等就学費)で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費(修学旅行のための積立金など)として計画的に活用しなければならない。なお、給付金の取扱いについては、その活用方法について、担当の福祉事務所とも十分に相談するものとする。

第12 制服の再購入に係る加算の取扱い

要綱第4(2)に規定する加算を適用する場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月(災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月)の1日現在の在学状況により判断する。

附 則

この要領は、平成26年12月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年度の給付金事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年度の給付金事業から適用する。

附 則

この改正は、平成30年度の給付金事業から適用する。

附 則

この改正は、令和2年度の給付金事業から適用する。

附 則

この改正は、令和6年度の給付金事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年度の給付金事業から適用する。